

広尾町原材料等価格高騰対策中小企業緊急支援金支給事業の概要

■支援金交付の目的

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原材料や原油の価格高騰が事業者の経営を圧迫していることに鑑み、町内中小企業並びに個人事業主に対して、支援金を支給することにより事業の持続と雇用の確保を図ることを目的とします。

■給付対象事業者

下記の1～3の条件を満たす者 若しくは 4に該当する者

1. 町内に独立した事業所（店舗）の本所及び本店等を有し、町内で事業を営み、引き続き事業を継続していく意思がある者
2. 別表で定める業種で、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)で規定する中小企業及び個人事業主であること。但し、個人事業主の場合、広尾町民であること。
3. 町税等及び使用料の滞納がなく、広尾町暴力団排除条例（平成25年条例第1号）第2条第1号、第2号又は第3号に該当しない者
4. 町長が特に認められた者

別表（給付対象事業者の2関係）

該当する業種

大分類
C 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業
E 製造業
H 運輸業
I 卸売業、小売業
K 不動産業、物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業
M 宿泊業、飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業
O 教育、学習支援業
P 医療、福祉
R サービス業（他に分類されないもの）

※大分類は、日本標準産業分類の区分

■申請受付期間

令和5年1月31日まで

■給付額等

法人事業主 5万円
個人事業主 3万円

■ 支援金の支給申請及び支給決定

- ① 申請は、広尾町が別に定める様式により、広尾町に申請（提出）します。
- ② 広尾町による支給決定は、町補助金等交付規則によるほか、要綱に定めるところによる。
- ③ 支援金支給決定通知の受領後、広尾町に支援金支給請求書を提出し、当該申請者に口座振込により支援金を支給します。

※申請の便宜上、申請時に支援金支給請求書を提出されても構いません。

支援金支給予定日について

年末年始における支援金の支給日（お振込日）について、下記のとおり予定しています。

- ・令和4年12月12日（月）までに申請されたもの
支援金支給日：令和4年12月23日（金）
- ・令和4年12月26日（月）までに申請されたもの
支援金支給日：令和5年 1月10日（火）
- ・令和4年12月27日以降に申請されたものについては、令和5年1月20日（金）以降
随時支給（お振込）します。

■ 特記事項

- 1 申請の時点で営業を休止もしくは営業の実態が認められない事業者は、該当しません。
- 2 申請書添付資料
 - ① 令和3年分の所得税申告書の写し、法人においては直近の法人税申告書の写し
 - ② 本人確認書類（個人事業主のみ）

※町税等の納付状況については、交付申請時に税情報の照会同意を頂き、証明書の添付は省略いたします。
- 3 申請者が虚偽または不正な方法によって給付金の支給を受けたと認めるときは、既に給付した給付金の全部または一部について、期限を定めて返還を命ずるものとします。
- 4 給付金の申請は1事業者1回とする。

■ 申請書の提出先（お問い合わせ）

広尾町水産商工観光課商工観光係
電話 01558-2-0177